

セミナーのコンセプト

「同一労働同一賃金」の改正法がいよいよ来年4月1日、中小企業にも施行されます。企業が具体的な実務対応を行うための判断材料として、最高裁判決は極めて重要であり、2018年6月にハマキョウレックス事件、長澤運輸事件という同一労働同一賃金に関する重要な判決が言い渡されています。しかし、この判例では、一部の手当等に関する判断が示されただけであり、それ以外の賃金については未解決のままです。

今般、最高裁から賞与、退職金などの賃金の核心部分についての判断が示されました(メトロコマース事件・大阪医科薬科大学事件については10月13日、日本郵便事件については10月15日に判決が言い渡されました。)。この判例において賃金の重要論点に関する方向性が示されたことで、企業では賃金体系や人事制度について、見直す必要があると考えられます。

しかしながら、多くの企業では、自社の問題点が何なのか、また、具体的にどのように対応すればよいか、ということが不明確だと思われる。そこで、本セミナーでは、労働問題に精通する弁護士が最新の最高裁判決を踏まえ、具体的な検討ポイントと今後の対応方法について解説いたします。労務トラブルの未然防止のために経営者・人事労務担当の皆さまは奮ってご参加ください。

セミナーの概要

- 各種最高裁判決の解説
～日本郵便事件・大阪医科薬科大学事件・メトロコマース事件・その他重要判例～
- 同一労働同一賃金とは
～対象となる労働者・改正法の概要・ガイドラインについて～
- 働き方改革への対応方法

講師の紹介



デイライト法律事務所 代表弁護士・MBA・税理士
宮崎 晃

【専門分野】
企業分野:労働問題(使用者側専門)

【主な著書】
働き方改革実現の労務管理(中央経済社)
『Q&A労基署調査への法的対応の実務』(中央経済社)

『Q&Aユニオン・合同労組への法的対応の実務』(中央経済社)
『中国等海外企業の日本進出と労務問題』(中国金融出版社)

【デイライト法律事務所】
多くの専門弁護士が所属する福岡最大規模の法律事務所。労務問題では、就業規則の診断、ユニオン対応、メンタルヘルス問題対策、ハラスメント対策、問題社員への対応等を行っている。

◆対象となる方: 次のいずれかに該当する企業の方はご参加ください！

- 正社員以外にパートや契約社員を採用している
- 基本給以外に手当を支払っている
- 仕事の割り振りについて明確なルールがない
- 同一労働同一賃金への対応を検討中
- 従業員とのトラブルを未然に防止したい
- 労働問題に強い弁護士に関心がある

◆日時 令和2年11月25日(水) 14:00～15:30(開場13:30)

◆参加料 **無料**

◆参加方法 直接参加とオンライン視聴の選択が可能

①直接参加の場合

会場: デイライト法律事務所内 セミナールーム(詳細は裏面)

感染予防のため定員を通常よりも制限しており、先着順となります(定員に達した場合はオンライン視聴可)。

②オンラインの場合

所要時間2分ほどで準備が完了する「Zoom」を利用したオンラインでの受講(詳細は裏面)

受講のご案内 & FAXお申込書

直接参加の場合：セミナー会場のご案内

デイライト法律事務所内 セミナールーム
福岡市博多区博多駅前2-1-1福岡朝日ビル7階



※地下1階の会議室ではなく、当事務所(福岡朝日ビル7階)内のセミナールームが会場となります。



- アクセス**
- ①JRご利用の場合：JR博多駅 博多口 徒歩約2分
 - ②地下鉄ご利用の場合：地下鉄博多駅 博多口 徒歩約2分(当ビル地下に直通しています)
 - ③お車ご利用の場合：ビル裏側1階に時間貸し駐車場があります(ただし、13台しか駐車できませんので、満車の場合は、近隣の駐車場をご利用下さい)

オンライン視聴の場合：Zoomウェビナー受講のご案内

◆受講内容

ライブの講演をオンラインで配信いたします。
講演で使用する資料等についてはEメールで送信いたします。

◆オンラインの視聴方法

Zoomを事前にインストールをしていただく必要があります。(スマホ・タブレット・PC対応、インストール・利用共に無料)
Zoomのインストール方法や注意事項については、当事務所スタッフがわかりやすく説明させていただきますので、初めての方もご安心ください。

◆注意点

本セミナーの録画・録音・画面キャプチャーなどの複製及び、その転載・引用など、あらゆる二次利用を禁止させていただきます。

弁護士法人デイライト法律事務所のご紹介

当事務所は、福岡最大級の規模※を誇る法律事務所であり、所内にセミナールーム、模擬法廷等の最先端の設備を設置しています。
「弁護士の専門特化」を第1の行動指針としており、様々な専門チームが企業をサポートしています。特に、労働問題については会社側(使用者側)に注力しており、顧問先企業のほか、多くの企業や社労士から労働相談を受けつけています。
労働問題に関する当事務所の実績、サポート内容等の詳細については下記のホームページをご参照ください。
※所属弁護士数18名(2020年1月1日現在)



福岡の弁護士による労働相談【労働 デイライト】でご検索ください
URL: www.fukuoka-roumu.jp

11月25日お申し込みご記入欄

※申込み用紙のお客様情報は、セミナーご案内等、事業活動やアンケート等に使用することがあります。会場や設備の都合上、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。

事業所名		E - m a i l	@
所在地		T E L	()
		参加方法	いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 直接参加 <input type="checkbox"/> オンライン
参加者名		ふりがな	役職名



WEBでのお申し込みはこちらから⇒

デイライト法律事務所 セミナー

検索